

告示

埼玉県告示第千百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

菅間特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

川越市大字菅間地内において、川越市道三千三十五号線と入間川右岸の堤防との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、川越市道二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、川越市道二十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、川越市道二千四百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、入間川・小畔川背割堤の川島町側法下との交点に至り、同地点から同背割堤に沿って東に進み、入間川・越辺川背割堤の川島町側法下との接点に至り、同地点から同背割堤に沿って東に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、入間川右岸の堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同堤防に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積四百九十五・八ヘクタール）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器